

公文書部分開示決定通知書

生字第1096号
令和2年12月14日

多賀城市政問題研究会

代表者 佐保 主紀 殿

多賀城市教育委員会

令和2年11月30日付けで請求のあった公文書の開示については、多賀城市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の内容	1 2020年9月～10月に教育委員会とカルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社（CCC）との間、或いは第三者の参加の場合も含む関係で行われた打合せ、協議、指導、指示、通知、報告等に関するすべての文書 2 2020年9月～10月に教育委員会の内部で行われた多賀城市立図書館に関するすべての打合せ、協議等の文書 3 2020年9月～10月に教育委員会とCCCとの間で行われた多賀城市立図書館の管理運営等に関するすべての文書
公文書の開示を行う日時及び場所	午前 令和2年12月17日 11時に、 午後 (情報公開コーナー)にお越しください。
公文書の一部について開示をしない理由	多賀城市情報公開条例第7条第2号に該当 (理由) ・特定の個人を識別することができる記述が含まれる個人に関する情報であるため。 ・公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報であるため。
公文書の一部について開示をしない理由がなくなることが明らかな日	
担当課等	多賀城市教育委員会事務局生涯学習課 電話番号 (022) 368-1141 内線541・542
備考	

(注)

- 1 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当課等へ御連絡ください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、多賀城市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、多賀城市を被告として（訴訟において多賀城市を代表する者は多賀城市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

全部改正〔平成28年規則17号〕